

群馬県インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例（仮称）の
検討に係る有識者会議設置要綱

（目的）

第1条 群馬県インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例（仮称）（以下「被害者支援条例」という。）の検討にあたり、関連分野における最新の知識や優れた知見を持った有識者から意見を聴くことを目的として、群馬県インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例（仮称）の検討に係る有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的及び総合的な立場から意見を述べる。

- （1）被害者支援条例及びインターネット上の誹謗中傷被害者への支援に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（設置期間）

第3条 有識者会議の設置期間は、この要綱の施行の日から令和2年12月31日までとする。

（構成員）

第4条 有識者会議の構成員は、別紙のとおりとする。

（会議）

第5条 有識者会議は、必要に応じて知事が招集し、会を運営する。

- 2 有識者会議を欠席する構成員は、当該会議に付議する事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 知事が必要と認めるときは、構成員以外の者に有識者会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、知事戦略部戦略企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、有識者会議に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

(別 紙)

群馬県インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例（仮称）の検討に係る

有識者会議 構成員

(敬称略・五十音順)

【構 成 員】

おぼな のりこ
尾花 紀子 ネット教育アナリスト

さとう やまと
佐藤 大和 レイ法律事務所 代表弁護士

なかむら いちや
中村 伊知哉 情報経営イノベーション専門職大学 学長

よこた まさお
横田 正夫 日本大学文理学部心理学科 教授